

第 7 4 号議案

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 1 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区国民健康保険条例の一部を改正する条例

足立区国民健康保険条例（昭和 3 4 年足立区条例第 1 1 号）の一部を
次のように改正する。

第 4 条中「児童及び」を「児童又は小規模住居型児童養育事業を行う
者若しくは」に、「児童のうち」を「児童であつて」に改める。

第 1 5 条の 4 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 0」を「1 0 0 分の 6 8」
に改め、同項第 2 号中「2 万 8 , 8 0 0 円」を「2 万 7 , 6 0 0 円」に
改める。

第 1 5 条の 1 2 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 2 7」を「1 0 0 分の 2
6」に改め、同項第 2 号中「8 , 1 0 0 円」を「9 , 6 0 0 円」に改め
る。

第 1 6 条の 4 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 2 0」を「1 0 0 分の 1 9」
に改める。

第 1 6 条の 5 中「9 万円」を「1 0 万円」に改める。

第 1 9 条の 2 各号列記以外の部分中「9 万円」を「1 0 万円」に改め、
同条第 1 号ア中「2 万 1 6 0 円」を「1 万 9 , 3 2 0 円」に改め、同号
イ中「5 , 6 7 0 円」を「6 , 7 2 0 円」に改め、同条第 2 号ア中「1
万 4 , 4 0 0 円」を「1 万 3 , 8 0 0 円」に改め、同号イ中「4 , 0 5
0 円」を「4 , 8 0 0 円」に改め、同条第 3 号ア中「5 , 7 6 0 円」を
「5 , 5 2 0 円」に改め、同号イ中「1 , 6 2 0 円」を「1 , 9 2 0 円」
に改める。

附則第 1 1 条を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の足立区国民健康保険条例第15条の4第1項、第15条の12第1項、第16条の4第1項、第16条の5及び第19条の2の規定は、平成21年度分からの保険料について適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の足立区国民健康保険条例附則第11条の規定は、平成20年度分の保険料については、なおその効力を有する。

(提案理由)

保険料率を改定するとともに、児童福祉法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。